

## ふるさと雫石応援寄附金特典品募集要領

### 1、目的

ふるさと雫石応援寄附金（ふるさと納税制度）による本町に対する寄附の促進と、雫石町の魅力や地元特産品の PR、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、本町へふるさと納税による寄附をされた方へ進呈するお礼の商品やサービス提供等（以下、特典品という。）の募集を行う。

### 2、応募の要件

町が募集する特典品を提案することができる事業者は、下記の要件に全て適合している者とする。

- (1) 本社（本店）又は事業所を町内に有する法人及び個人事業者及び組合、ただし、町との協定に係る場合又は募集する特典品の取扱いが限定される場合の事業者はこの限りでない。
- (2) 申込時に町税の滞納（本税・延滞金）がなく、適切に税申告を行っていること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 上記のほか、町又は町民に対する迷惑行為及び公務の妨害行為がないこと。

### 3、募集する特典品

#### (1) 要件

- ①町の特産品又は町内におけるサービスの提供など全国に向けて本町の PR につながるような品であること。
- ②町内で生産、栽培、製造、加工、販売、サービスの提供がなされていること。ただし、当町に縁があるといった理由がある場合にはこの限りではない。
- ③町又は取扱代理店（町の委託業者等）から発送依頼をした後、速やかに郵送、宅配便等で発送できること。ただし、生産量、収穫時期等の制限により、通年発送できない場合には、提案時にその旨を明記すること。また、サービス券・宿泊券の場合は、事業者が製作するものとし、その利用期限は1年以内とすること。
- ④飲食物の場合は、寄附者に到着後、1週間程度の消費期限が保証される品であること。
- ⑤商品は、「単品」「詰合せ」のどちらでも可とする。ただし、常温・冷蔵・冷凍が混在する「詰合せ」は不可とする（商品の発送は1配送につき常温・冷蔵・冷凍のいずれか1種類とする。）。
- ⑥全国各地に配送が可能であること。

#### (2) 提案価格（提供価格）

- ①特典品の提案価格（提供価格）として、商品代、消費税、梱包料等の必要経費（配送料金を除く。）をすべて含んだ金額が2千円以上となるように提案すること。
- ②配送料金は原則町が負担するが、定期配送など一人に対して年に複数回配送する場合における2回目以降の配送料金や、商品の不備等があった場合の再配送料金は事業者が負担するものとする。
- ③提供価格は原則変更しないため、同価格で継続して提供できうる価格により提案すること。

### 4、応募方法（申込み方法・申込み先・申込み期間）

別紙『ふるさと雫石応援寄附金 特典品応募用紙』に必要事項を記入し、雫石町企画財政課まで郵送、メール、FAX または持参のいずれかの方法で提出すること。

なお、申込みの受付は随時行うものとする。

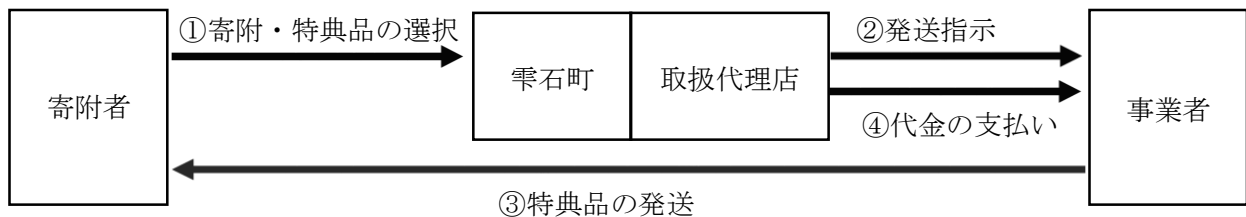
## 5、選考

応募の要件及び提案内容により総合的に判断のうえ、町が選考を行い、特典品を提供することとする受入寄附金額区分と併せて提案のあった特典品の取扱いの可否を町が決定するものとする。

また、選考結果は町の担当より口頭又は電話連絡等簡易な方法により事業者に連絡するものとし、選考内容（選考者、選考方法、選考結果の理由等）については求めがあっても明示しないものであること。

なお、応募のあった特典品に関し、最終的に町と事業者との間で合意があった場合に、ふるさと雫石応援寄附金の特典品として町が特典品の取扱いを行うものとする。

## 6、特典品送付の流れ



## 7、特典品内容及び事業者名の掲載等について

応募する事業者は、町が管理するホームページ並びにパンフレット及び町がふるさと雫石応援寄附金に関する情報の掲載を許可したインターネットサイト又は紙面並びに広告に対して、町が特典品の画像、品名、PRコメント、提供事業者名を自由に掲載することに同意したものとする。

## 8、その他留意事項

- (1) 特典品の取扱い決定がされてから、取扱代理店（町の委託業者等）と事業者との間で最終調整を行うため、実際に特典品の取扱いを開始するまでに1～2ヶ月程度の期間が必要であること。
- (2) 事業者は、申込みした特典品について変更又は販売（取扱い）の中止及び辞退をする場合には速やかに町へ報告するものとする。
- (3) 商品の送達後、商品の不備等事業者の瑕疵及び期間経過による劣化又は欠損などあった場合には、事業者の負担により代替品を再送するなどして対応すること。また、特典品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、事業者は真摯に対応して解決に努めるものとする。なお、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負わない。
- (4) 町は、登録された事業者が本要項2及び3に定める要件に適合しなくなったと認められる場合のほか、法改正、その他特別な事情があった場合には直ちにその登録を取消することができる。  
また、これにより発生した事業者の損害について町は責任を一切負わない。
- (5) 町は、申込内容に虚偽があった場合若しくは町に損害を及ぼす行為があった場合には直ちにその登録を取消することとし、これにより発生した損害はすべて事業者が負う。
- (6) 個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守すること。

## 9、申込み・問合せ先

〒020-0595 雫石町千刈田 5-1 雫石町役場

担当 政策推進課 企画グループ

TEL : 019-692-6499 FAX : 019-692-1311

E-mail: ouen@town.shizukuishi.iwate.jp